

第八十一回
貴族院

郵便年金法中改正法律案特別委員會議事速記録第四號

昭和十八年二月四日(木曜日)午後一時三
十八分開會

○委員長(子爵秋元春朝君) 是ヨリ開會致
シマス、前會ニ引續イテ質疑應答ヲ續行致
シマス

○出淵勝次君 私ハ木船建造ノコトニ付テ
少シバカリ私ノ考ヲ申上ゲテ遞信大臣ノ御
意見ヲ承リタイト存ジマス、我が國ハ島國
デアルト云フ關係ト同時ニ、大東亞戰爭ニ乘
リ出シタ關係カラ致シマシテ、海運ノ増強
ト云フコトハ、是ハ刻下ノ急務中ノ急務ト
私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、而シテ海運ノ
増強ノ爲ニハ、先づ以テ鋼船ノ建造ヲ急ガ
ナケレバナラヌノデアリマス、又建造ニ付キ
私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、而シテ海運ノ
増強ノ爲ニハ、先づ以テ鋼船ノ建造ヲ急ガ
ナケレバナラヌノデアリマス、又主ナル資
材デアル所ノ木材ハ我ガ國ニ於テハ到ル處
造ニモ相當ノ時間ガ掛ルノデゴザイマス、
馬ス、又目下頗ル鐵ガ窮屈ニナッテ居ル際ニ
多量ノ鐵ヲ必要トルノデアリマス、又建造
ニ付キマシテハ大規模ノ設備ヲ必要トシ
處ガ木船ノ方ニナリマスト、設備モ割合ニ
簡單デ宜シウゴザイマスシ、又主ナル資
材デアル所ノ木材ハ我ガ國ニ於テハ到ル處
造ニモ相當ノ時間ガ掛ルノデゴザイマス、
又建造ニモ割合ニ時間ガ掛ラス、從ツテ海運
ノ増強ト云フコトニ付キマシテハ、木船ノ建
造ヲ急グト云フコトハ非常ニ考ヘナケレバ
ナラヌコトデハナイカト思フノデアリマス
之ヲ陸上ノ輸送機關ニ譬ヘテ見マスレバ、
鋼船ハ恰モ汽車ノヤウナモノデアリマスル
シ、汽車ノ中ニハ旅客列車モアレバ貨物列
車モアリ、旅客列車ノ中ニハ「ツバメ」モア
レバ富士モアル、又近ク彈丸列車モ出テ來
木船ト云フモノハ、南太平洋ニ於テハ非常
ニ島ガ見エルノデ、而モ濠洲ノ沿海ニ参り
マシテモ、濠洲ノ北側ハ、半分ハ例ノ珊瑚
礁ガゴザイマシテ、誠ニ靜穏ナル瀨戸内海
ノヤウナ航海デアリマス、從ツテ我々ガ南
太平洋ニ於テ活動スル場合ニ於テハ、私ハ
陸上ノ「トラック」乃至「バス」ニ匹敵スベキ
スウ云フ形勢ニナッテ居ルノデアリマス

ルガ、木船ハ恰モ私ハ「バス」ト「トラック」
ノヤウナモノデハナイカ、鐵道ト「バス」ト
「トラック」ハ兩々相俟ツテ陸上輸送ヲ大イ
ニ増強シ得ルト同ジコトニ、海上輸送ニ於
テ私ハ鋼船ト木船ガ兩々相俟ツテ行カナケ
レバナラヌト云フヤウニモ考ヘテ居ルノデ
アリマス、生産過剩ト云フヤウニモ考ヘテ居ルノデ
ノ間ゴザイマシタ、或ハ木船ノ建造ヲ非常
ニ急ガレテ且又大量ニ行ハレマスル場合ニ
ハ、生産過剩ト云フヤウナコトモ起ルカモ
知レマセヌガ、併シ今日ノ實情カラ考ヘテ見
マシテ、我ガ國ノ陸上輸送ト云フモノハ、
サウ急ニ私ハ緩和スルコトハナイト思ハレ
マスルシ、我々日本人ガ大イニ活動シナケ
レバナラヌ所ノ南太平洋ノ方面ヲ考ヘテ見
マスルト、是ハ遞信大臣ニ對シテハ釋迦ニ
說法ノヤウデアリマスルガ、臺灣カラ南支
那海、「ジャワ」海ヲ通ジテ濠洲ニ至ル間ト
云フモノハ數萬ノ島ガ横ハヅテ居リマス、
大袈裟ナ言葉ノヤウデアリマスルガ、アノ
地方ハ東北ノ松島ヲ大キクシタヤウナ狀態
デ、從ツテ海上ハ極メテ靜穏デ、木造船ノ
活動ニハ便利デアリマス、私ハ曾テ「マニ
ラ」カラ濠洲ニ參ッタコトガアリマスルガ、
「マニラ」ヲ經テ木曜島ニ至ル間ハ毎日左右
ノ島ガ見エルノデ、而モ濠洲ノ沿海ニ参り
マシテモ、濠洲ノ北側ハ、半分ハ例ノ珊瑚
礁ガゴザイマシテ、誠ニ靜穏ナル瀬戸内海
ノヤウナ航海デアリマス、從ツテ我々ガ南
太平洋ニ於テ活動スル場合ニ於テハ、私ハ
陸上ノ「トラック」乃至「バス」ニ匹敵スベキ
スウ云フ形勢ニナッテ居ルノデアリマス

ノ活躍ノ餘地ガアルノデハナイカト考ヘル
ノデアリマス、カルガ故ニ、生産過剩ナ
ント云フコトハ殆ドモウ考慮スル必要モナ
ク、政府ハ大イニ急イデ戴キタイト思フノ
例ヘバ官報ヲ見テ參リマシタガ、伍堂君ニ對シテ合槌ラ
君カラ木造船ノコトニ付テ斯ウ云フコトヲ
言ツテ居リマス、木造船ノ飛躍的建造ヲ行
フコトトナツダコトハ極メテ時宜ニ適シタ
ル處置デアルガ、實ハ遅キニ失シテ居ルト
思フ、私共ハ一年前カラ其ノ必要ヲ主張シ
来ツタ、茲ニモオ役所仕事ノ慎重主義ガ累ヲ
爲シ、桂毒今日ニ至ツタコトヲ遺憾トスル、
超重點產業中ノ最超重點產業トシテ此ノ際
大ニ推進セシムル必要ガアルト、斯ウ言
ウテ居ラレルノデアリマス。之ニ對シテ總理
大臣ハ、「木造船ノ建造ニ付キマシテノ御意
見モゴザイマシタガ、此ノ點誠ニ御同感デ
アリマシテ、遲キニ過ダルト云フ御話モアリ
マシタガ、私モ御同感デアリマス」、斯ウ云フ
コトヲ言ハレテ居ルノデアリマス、私ハ此
ノ間ノ祕密會議ニ於キマシテ遞信大臣カラ
各般ニ互ツテ内密ノ御話迄モ伺ヒマシテ、非
常ニ満足シテ居ルノデアリマス、殊ニ木船
ノ建造ノ遅レタト云フコトニ對シテハ十分理
由ガアルト思フノデアリマス、今迄三千有
餘ノ大小ノ木造船造船業者ガ、雜然トシテ
何等ノ統制モナク仕事ヲヤツテ居ツタノデア
リマスル、此ノ間ニ木船ノ出來ル譯ハナイ
ノデアリマス、併シナガラ遞信當局ハ統制
ノデアリマス、是モ或限度ガ資材其ノ他カラ考ヘラレル譯
デアツテ、此ノ際、木造船ヲウント造ツタラ
輸送力ヲ持ツ所ノ鋼船ヲ出來ルダケ造ル、
是ハ御説ノ通りヤツテ居リマスガ、同時ニ又
ノデアリマス、速イモ遅イモ、私ハ之ヲ非
難攻撃スペキ場合デハナイ、寧ロ攻撃スペ
キモノガアルトスレバ、今後ニ於ケル遞信
當局ノ勤勉如何ト云フコトニ私アルノデヤ
ナイカ、私ハ總理ノ伍堂君ニ對シテ合槌ラ
打タレタコトハ確カニ行キ過ギデアルト思
フ、私ハ此ノ木造船ノ建造ニ付キマシテハ

ナ活動ノ餘地ガアルノデハナイカト考ヘル
ノデアリマス、カルガ故ニ、生産過剩ナ
ント云フコトハ殆ドモウ考慮スル必要モナ
ク、政府ハ大イニ急イデ戴キタイト思フノ
例ヘバ官報ヲ見テ參リマシタガ、伍堂君ニ對シテ合槌ラ
君カラ木造船ノコトニ付テ斯ウ云フコトヲ
言ツテ居リマス、木造船ノ飛躍的建造ヲ行
フコトトナツダコトハ極メテ時宜ニ適シタ
ル處置デアルガ、實ハ遅キニ失シテ居ルト
思フ、私共ハ一年前カラ其ノ必要ヲ主張シ
来ツタ、茲ニモオ役所仕事ノ慎重主義ガ累ヲ
爲シ、桂毒今日ニ至ツタコトヲ遺憾トスル、
超重點產業中ノ最超重點產業トシテ此ノ際
大ニ推進セシムル必要ガアルト、斯ウ言
ウテ居ラレルノデアリマス。之ニ對シテ總理
大臣ハ、「木造船ノ建造ニ付キマシテノ御意
見モゴザイマシタガ、此ノ點誠ニ御同感デ
アリマシテ、遲キニ過ダルト云フ御話モアリ
マシタガ、私モ御同感デアリマス」、斯ウ云フ
コトヲ言ハレテ居ルノデアリマス、私ハ此
ノ間ノ祕密會議ニ於キマシテ遞信大臣カラ
各般ニ互ツテ内密ノ御話迄モ伺ヒマシテ、非
常ニ満足シテ居ルノデアリマス、殊ニ木船
ノ建造ノ遅レタト云フコトニ對シテハ十分理
由ガアルト思フノデアリマス、今迄三千有
餘ノ大小ノ木造船造船業者ガ、雜然トシテ
何等ノ統制モナク仕事ヲヤツテ居ツタノデア
リマスル、此ノ間ニ木船ノ出來ル譯ハナイ
ノデアリマス、併シナガラ遞信當局ハ統制
ノデアリマス、是モ或限度ガ資材其ノ他カラ考
テアツテ、此ノ際、木造船ヲウント造ツタラ
輸送力ヲ持ツ所ノ鋼船ヲ出來ルダケ造ル、
是ハ御説ノ通りヤツテ居リマスガ、同時ニ又
ノデアリマス、速イモ遅イモ、私ハ之ヲ非
難攻撃スペキ場合デハナイ、寧ロ攻撃スペ
キモノガアルトスレバ、今後ニ於ケル遞信
當局ノ勤勉如何ト云フコトニ私アルノデヤ
ナイカ、私ハ總理ノ伍堂君ニ對シテ合槌ラ
打タレタコトハ確カニ行キ過ギデアルト思
フ、私ハ此ノ木造船ノ建造ニ付キマシテハ

較的平穩デアルシ、木船ノ活動スルノニ最モ適當シタ地デヤナイカ、是等ノ所ヲ考ヘレバウント木造船ヲ造ルト云フコトノ必要ガアルンダ、現狀迄ノ狀況ニ於テハソレハ出来ナカツタラウガ、今後ニ於テハ確實ニ斯ウ云フモノノ建造ヲ確保シテ行ケト云フ御意見ニ付キマシテハ全然御同感デアリマス、付キマシテハ、十八年度ニ於キマシテハ、十七年度ノ數倍ノ建造ヲ豫期シテ居ルノデアリマス、之ヲ以テ木造船ハ満足ト言フノデハナイノデ、私ハ船舶ハ今日我國ニ於テハ多々益辨ブルノデアリマス、木造船亦同様ニ其ノ位置ニアリマスノデ、此ノ點ニ付キマシテハ十八年度計畫ノ審議ニ於キマシテモモウ一層出來ナイカト云フコトサヘ考ヘマシタ、併シ現實ヲ離レタル希望ダケノ數字デハイケナイ、現狀ノ狀況ハ多數ノ小サキ企業者ヲ集約致シマシタケレドモ、集約

ルトマア極言シ得ル位デアリマスカラ、之ヲ考案致シマシテ今日ノ施設ヲ其ノ儘ニシテモ倍加位ハ容易ニ出來ル、早道デアリマス是ハ……而モ之ニ要スル人ト云フモノニハ何モ所謂船大工ノ熟練者バカリヲ追テ探シテ行ク必要モナイ、家屋ノ建築ニ從事スル所ノ大工職ヲヤッテ居ル人、或ハ指物師デアルトカ、斯ウ云フヤウナ人ガ今日ノ世態ニ於キマシテ稍闊散ニナリツ、アル現狀デアリマス、ソレヲ木造船ノ所ヘ持ツテ來ルノハ誠ニ所謂適所ヲ得タル配置デアル、之ニ地方々々的ニ依シテ餘力アル労働力ノ仕事ノ人ヲ持ツテ來マシテモ、運搬其ノ他ニハ間ニ合ヒマス、斯ウ云フ見地カラ致シマシテ、斯様ナ方法デ進ムノガ一つノ方法、併シサウシタダケデハ二倍出來ルト云ツテ晏如トシテ居レナイ、モット造ラナケレバナラヌ、ソレニハ是等ノ地方々々デ立地條件ヲ考ヘマシテ、實際木材ノ生産額、此ノ約サレタモノノ程度ニ於テモ尙小規模デ甚ダ貧弱デアルコトヲ遺憾トシテ居リマス、シテ五分ノ一以下ニシマシタケレドモ、集約サレタモノノ程度ニ於テモ尙小規模デ甚ダ貧弱デアルコトヲ遺憾トシテ居リマス、シテ五分ノ一以下ニシマシタケレドモ、集約サレタモノノ程度ニ於テモ尙小規模デ甚

ト言フヨリモット多イノヲ計畫致シテ居リマス、唯ソレ等ニ供給スベキ機械デアリマスガ、是ハ南方デモ出來ルダケシテ、シテモ倍加位ハ容易ニ出來ル、早道デアリマス是ハ……而モ之ニ要スル人ト云フモノニハ何モ所謂船大工ノ熟練者バカリヲ追テ探シテ行ク必要モナイ、家屋ノ建築ニ從事スル所ノ大工職ヲヤッテ居ル人、或ハ指物師デアルトカ、斯ウ云フヤウナ人ガ今日ノ世態ニ於キマシテ稍闊散ニナリツ、アル現狀デアリマス、ソレヲ木造船ノ所ヘ持ツテ來ルノハ誠ニ所謂適所ヲ得タル配置デアル、之ニ地方々々的ニ依シテ餘力アル労働力ノ仕事ノ人ヲ持ツテ來マシテモ、運搬其ノ他ニハ間ニ合ヒマス、斯ウ云フ見地カラ致シマシテ、斯様ナ方法デ進ムノガ一つノ方法、併シサウシタダケデハ二倍出來ルト云ツテ晏如トシテ居レナイ、モット造ラナケレバナラヌ、ソレニハ是等ノ地方々々デ立地條件ヲ考ヘマシテ、實際木材ノ生産額、此ノ約サレタモノノ程度ニ於テモ尙小規模デ甚ダ貧弱デアルコトヲ遺憾トシテ居リマス、シテ五分ノ一以下ニシマシタケレドモ、集約サレタモノノ程度ニ於テモ尙小規模デ甚

ト言フヨリモット多イノヲ計畫致シテ居リマス、唯ソレ等ニ供給スベキ機械デアリマスガ、是ハ南方デモ出來ルダケシテ、シテモ倍加位ハ容易ニ出來ル、早道デアリマス是ハ……而モ之ニ要スル人ト云フモノニハ何モ所謂船大工ノ熟練者バカリヲ追テ探シテ行ク必要モナイ、家屋ノ建築ニ從事スル所ノ大工職ヲヤッテ居ル人、或ハ指物師デアルトカ、斯ウ云フヤウナ人ガ今日ノ世態ニ於キマシテ稍闊散ニナリツ、アル現狀デアリマス、ソレヲ木造船ノ所ヘ持ツテ來ルノハ誠ニ所謂適所ヲ得タル配置デアル、之ニ地方々々的ニ依シテ餘力アル労働力ノ仕事ノ人ヲ持ツテ來マシテモ、運搬其ノ他ニハ間ニ合ヒマス、斯ウ云フ見地カラ致シマシテ、斯様ナ方法デ進ムノガ一つノ方法、併シサウシタダケデハ二倍出來ルト云ツテ晏如トシテ居レナイ、モット造ラナケレバナラヌ、ソレニハ是等ノ地方々々デ立地條件ヲ考ヘマシテ、實際木材ノ生産額、此ノ約サレタモノノ程度ニ於テモ尙小規模デ甚ダ貧弱デアルコトヲ遺憾トシテ居リマス、シテ五分ノ一以下ニシマシタケレドモ、集約サレタモノノ程度ニ於テモ尙小規模デ甚

ト言フヨリモット多イノヲ計畫致シテ居リマス、唯ソレ等ニ供給スベキ機械デアリマスガ、是ハ南方デモ出來ルダケシテ、シテモ倍加位ハ容易ニ出來ル、早道デアリマス是ハ……而モ之ニ要スル人ト云フモノニハ何モ所謂船大工ノ熟練者バカリヲ追テ探シテ行ク必要モナイ、家屋ノ建築ニ從事スル所ノ大工職ヲヤッテ居ル人、或ハ指物師デアルトカ、斯ウ云フヤウナ人ガ今日ノ世態ニ於キマシテ稍闊散ニナリツ、アル現狀デアリマス、ソレヲ木造船ノ所ヘ持ツテ來ルノハ誠ニ所謂適所ヲ得タル配置デアル、之ニ地方々々的ニ依シテ餘力アル労働力ノ仕事ノ人ヲ持ツテ來マシテモ、運搬其ノ他ニハ間ニ合ヒマス、斯ウ云フ見地カラ致シマシテ、斯様ナ方法デ進ムノガ一つノ方法、併シサウシタダケデハ二倍出來ルト云ツテ晏如トシテ居レナイ、モット造ラナケレバナラヌ、ソレニハ是等ノ地方々々デ立地條件ヲ考ヘマシテ、實際木材ノ生産額、此ノ約サレタモノノ程度ニ於テモ尙小規模デ甚ダ貧弱デアルコトヲ遺憾トシテ居リマス、シテ五分ノ一以下ニシマシタケレドモ、集約サレタモノノ程度ニ於テモ尙小規模デ甚

ノ點ニ付キマシテモウ一應御方針ヲ承ルコ
トヲ得マスルナラバ仕合セニ存ズル次第デ
ゴザイマス

○國務大臣(寺島健君) 今御話ノ通リドウ
云フ所ニ木材ガ出来、或ハ勞力ガアルカ、
所謂立地條件ヲ勘案致シテ見マスルト、日
本ニハ相當ナ所ハアリマスガ、何處デモ立
地條件ガ満足シテ居ルカト云ヘバ、サウデ
ハナイノデアリマス、由來北海道ニハ、非
常ニ木材ハ出マスケレドモ、木造船用ト
シテ必ズシモ適當デナイモノガ多イノデ
アリマス、併シナガラ北海道ニ於キマシテ
モ、數箇所ニ於テハ相當ノ規模ノ木造船
ヲヤツテ居リマス、今回是等ノ方面ニ付キ
マシテモ相當大規模ノモノヲ北海道ニモ
作リタイト思テ、數箇所ノ候補地ヲ今選
定中デアリマス、其ノ他内方面ニ於キマ
シテハ、最モ狀況ノ良イノハ宮崎縣ガ木材ノ
點ニ於テ最モ宜イ、其ノ外大部分ノ所ニア
リマスガ、略、確定シテ居ル所モ十箇所以
上アルノデハナイカ、是等ノ方面ニ於テ所
謂相當大規模ノ多量生産ヲ續ケテ行キタ
イ、斯ウ云フコトヲ十八年度ニ實現シタイ
ト思ヒマス、先程チヨツト御話アリマシ
タガ、木造船ハ早ク出來ル、斯ウ云フ點ニ
付キマシテハ私モ實ヘヤレバ早ク出來ルト
思ッテ居リマシタガ、現實ノ今ノ狀況ハ鋼
船ト同ジ位ノ時日ガ掛カッテ居ル、掛カッ
テ居ルト云フコトハ一ツノ船ニ掛ケテ居ル
平均ノ工員、所謂船大工ノ數ガ少イノデア
リマス、人ヲ増セバ早クナル、是ハ唯机ノ
上ノ議論デヤアリマセヌ、私ハ木造船所ノ
數箇所ヲ實際ニ視察致シマシテ、是等ニ當
テ居ル所ノ人デ、所謂會社ノ幹部ト云フ
ヨリハ現實ニ作業ヲヤッテ居ル人ニ各所ニ

於テ質シマシタガ、ソレハ出來ルト言フ、
人ヲ倍ニスレバ半分ノ日數デ出來ルト、斯

ウ云フコトガ言ハレテ居リマスノデ、是等
ノ點ヲ十分ニ勘案致シマシテ、今後ハ木造船

ト方針ガ違ヒマスガ、海務院ニ於テ標準型
ノ建造ヲモット早ク出來ルヤウニ致シタ
イ、又構造ニ付キマシテモ各地々々デ色々
ト云フヤウナ點ヂヤナクシテ、相當ノ程度

ニ多量生産ニ適スル所ノ計畫ガモウ圖面モ
出來テ居リマス、斯様ナ風ニシテ之ニ準據
モ是ハ別途ニ出來テ居ル、而モ此ノ造船ノ
註文ハ、鋼造船ト同ジヤウニ、產業設備營

スガ、是ハドウ云フモノデセウカ

方モ容易デアリ、又之ニ裝備スル「エンデン」
モ是ハ別途ニ出來テ居ル、而モ此ノ造船ノ
シテ造ラレテ行キマスカラ、資材ノ取纏メ
ト云フヤウナ點ヂヤナクシテ、鬼ニ角造船界ノ怪物ト
シテ造ラレテ行キマスカラ、資材ノ取纏メ
ト云フヤウナ點ヂヤナクシテ、鬼ニ角造船界ノ怪物ト
卷、宮古、鹽釜方面ハ、昔カラ木造船ヲ相當
造船ヲ歴史ニモアッテ、伊達正宗ガ「ロー
マニ使ヲ出サレタ、今日ノ「トン」數ニ直セ
バ約二百五十「トン」位ノ總「トン」數ノ木造
船ヲ造ッテ、彼ノ幼稚ナ航海術ノ時分ニ行ッ
テ來テ居ルノデアリマス、斯様ナ技術ヲ
昔カラ持テ居リマス、現在モ相當量、宮
崎縣、岩手縣方面ニ於テ造ッテ居リマス、
木材モ相當アルノデアリマスルガ、是ガ殊
ニ官有林、其ノ他民有林デアッテ、單ニ奥
山ノ開發ヲスルノミナラズ、原野ニアル適
當ナ木材デモ伐ツテ來テ、之ヲ造ラセルト
云フコトニ致シマスルト、御說ノ通り東北
地方モ東海岸ノ方面ニ付キマシテハ、有力
ナ地方トシテ著々今其ノ方針ニ進シニ居ル
譯デアリマス

○出淵勝次君 今此ノ木造船建造地方ニ於
キマシテ、北海道、宮崎ト云フ御話ガアリ
マシタガ、最近新聞デ拜見スルト、政府ハ
木材總體ノ新方針ヲ決定シ、官有林ヲドン
ドン伐採セラレルヤウニ御考ヲ一定セラレ
タヤウデアリマス、東北地方ノ如キハ非常
ニ澤山國有林ガアルノデアリマスルカラ、
尤モは運搬關係等ニ不便ハアルデセウガ、
相當適シテ居ル地方デハナイカト思フノデ

スガ、是ハドウ云フモノデセウカ

○國務大臣(寺島健君) 私、先程北海道ト
人ヲ倍ニスレバ半分ノ日數デ出來ルト、斯
ウ云フコトガ言ハレテ居リマスノモノ
トシテ、今指定シテ居リマス中ニハ、東北
モ入ッテ居リマス、此處ハ又特ニ氣仙沼、石
卷、宮古、鹽釜方面ハ、昔カラ木造船ヲ相當
造船ヲ歴史ニモアッテ、伊達正宗ガ「ロー
マニ使ヲ出サレタ、今日ノ「トン」數ニ直セ
バ約二百五十「トン」位ノ總「トン」數ノ木造
船ヲ造ッテ、彼ノ幼稚ナ航海術ノ時分ニ行ッ
テ來テ居ルノデアリマス、斯様ナ技術ヲ
昔カラ持テ居リマス、現在モ相當量、宮
崎縣、岩手縣方面ニ於テ造ッテ居リマス、
木材モ相當アルノデアリマスルガ、是ガ殊
ニ官有林、其ノ他民有林デアッテ、單ニ奥
山ノ開發ヲスルノミナラズ、原野ニアル適
當ナ木材デモ伐ツテ來テ、之ヲ造ラセルト
云フコトニ致シマスルト、御說ノ通り東北
地方モ東海岸ノ方面ニ付キマシテハ、有力
ナ地方トシテ著々今其ノ方針ニ進シニ居ル
譯デアリマス

○國務大臣(寺島健君) 敵米國ノ「ヘン
リー・カイザー」トカ云フ人が急速ノ造船ヲ
ヤツテ居ルト云フコトノ記事ヲ見マシタ、又
ソレ等ニ關シテノ話モ聞イテ居リマスルガ、
アリマシタラバ其ノ點ノ御意見ヲ伺ヒタ
イノデアリマス

○國務大臣(寺島健君) 敵米國ノ「ヘン
リー・カイザー」トカ云フ人が急速ノ造船ヲ
ヤツテ居ルト云フコトノ記事ヲ見マシタ、又
ソレ等ニ關シテノ話モ聞イテ居リマスルガ、
アリマシタラバ其ノ點ノ御意見ヲ伺ヒタ
イノデアリマス

○出淵勝次君 私ノ質疑ハ是デ終リマス
○子爵秋田重季君 是ハチヨツト或雜誌ニ
出テ居リマシタコトデ、大臣御承知デスカ
御承知デナイカ分リマセヌガ、チヨツト伺
テ見タイト思フノデアリマス、確カ正月ノ
日本評論ト云フ雜誌ニ、近來「アメリカ」デ
タ次第デアリマシテ、是等ヲ考ヘテ見マス
テ居ル通リデアルカドウカト云フコトハ分
リ兼ネマスガ、御話ノヤウナ記事ダケハ見
タ次第デアリマシテ、是等ヲ考ヘテ見マス
ルト、大體ニ於テ組立ノ仕事ヲ言ツテ居ル
ト考ヘマス、傳フル所ニ依リマスルト、此
ノ「カイザー」ノヤツテ造船業ノ如キハ非常
ナ短時日ノ間ニ、沼澤地ヲ埋立テ、サウシテ
造船所ヲ拵ヘ、施設ヲ拵ヘ、一千名ノ職工
ヲ以テ機械的ニ斯ウ云フ設備ヲシタト云フ
コトデアリマス、サウシテ半年ノ間ニ既ニ
造船所ヲ拵ヘ、施設ヲ拵ヘ、一千名ノ職工
シテ、短時日ノ間ニ進水ヲ了シタト書イテ

スガ、是ハドウ云フモノデセウカ

○國務大臣(寺島健君) 私、先程北海道ト
人ヲ倍ニスレバ半分ノ日數デ出來ルト、斯
ウ云フコトガ言ハレテ居リマスノモノ
トシテ、今指定シテ居リマス中ニハ、東北
モ入ッテ居リマス、此處ハ又特ニ氣仙沼、石
卷、宮古、鹽釜方面ハ、昔カラ木造船ヲ相當
造船ヲ歴史ニモアッテ、伊達正宗ガ「ロー
マニ使ヲ出サレタ、今日ノ「トン」數ニ直セ
バ約二百五十「トン」位ノ總「トン」數ノ木造
船ヲ造ッテ、彼ノ幼稚ナ航海術ノ時分ニ行ッ
テ來テ居ルノデアリマス、斯様ナ技術ヲ
昔カラ持テ居リマス、現在モ相當量、宮
崎縣、岩手縣方面ニ於テ造ッテ居リマス、
木材モ相當アルノデアリマスルガ、是ガ殊
ニ官有林、其ノ他民有林デアッテ、單ニ奥
山ノ開發ヲスルノミナラズ、原野ニアル適
當ナ木材デモ伐ツテ來テ、之ヲ造ラセルト
云フコトニ致シマスルト、御說ノ通り東北
地方モ東海岸ノ方面ニ付キマシテハ、有力
ナ地方トシテ著々今其ノ方針ニ進シニ居ル
譯デアリマス

○國務大臣(寺島健君) 敵米國ノ「ヘン
リー・カイザー」トカ云フ人が急速ノ造船ヲ
ヤツテ居ルト云フコトノ記事ヲ見マシタ、又
ソレ等ニ關シテノ話モ聞イテ居リマスルガ、
アリマシタラバ其ノ點ノ御意見ヲ伺ヒタ
イノデアリマス

○國務大臣(寺島健君) 敵米國ノ「ヘン
リー・カイザー」トカ云フ人が急速ノ造船ヲ
ヤツテ居ルト云フコトノ記事ヲ見マシタ、又
ソレ等ニ關シテノ話モ聞イテ居リマスルガ、
アリマシタラバ其ノ點ノ御意見ヲ伺ヒタ
イノデアリマス

○出淵勝次君 私ノ質疑ハ是デ終リマス
○子爵秋田重季君 是ハチヨツト或雜誌ニ
出テ居リマシタコトデ、大臣御承知デスカ
御承知デナイカ分リマセヌガ、チヨツト伺
テ見タイト思フノデアリマス、確カ正月ノ
日本評論ト云フ雜誌ニ、近來「アメリカ」デ
タ次第デアリマシテ、是等ヲ考ヘテ見マス
テ居ル通リデアルカドウカト云フコトハ分
リ兼ネマスガ、御話ノヤウナ記事ダケハ見
タ次第デアリマシテ、是等ヲ考ヘテ見マス
ルト、大體ニ於テ組立ノ仕事ヲ言ツテ居ル
ト考ヘマス、傳フル所ニ依リマスルト、此
ノ「カイザー」ノヤツテ造船業ノ如キハ非常
ナ短時日ノ間ニ、沼澤地ヲ埋立テ、サウシテ
造船所ヲ拵ヘ、施設ヲ拵ヘ、一千名ノ職工
ヲ以テ機械的ニ斯ウ云フ設備ヲシタト云フ
コトデアリマス、サウシテ半年ノ間ニ既ニ
造船所ヲ拵ヘ、施設ヲ拵ヘ、一千名ノ職工
シテ、短時日ノ間ニ進水ヲ了シタト書イテ

アリマス、是等ノ説ニ依リマスルト、大體百五十「トン」位ノ「クレーン」ヲ擁シ、機械力デヤシテ居リマス、サウシテ一つノ組立部分ト云フモノハ、他ノ方ナリ或ハ脇ノ方デヤント組立テマシテ、僅カナ位ノ所謂部分的ニシテ寄せ集メテ、「リベット」^{レバット}、鉄デ打チ固メルト云フ、斯々云フ程度ノ造船ヲヤツテ居ルラシイノデアリマス、其ノ期間ダケヲ示シタモノダラウト私モ考ヘテ居リマス、之ヲ日本デ其ノヤウニ出来ルカ出來ナイカト云フヤウナ點ガ、工業ノ組織ト、只今申シマシタヤウナ大キナ「クレーン」ヲ多數造ツテ行クト云フコト自身ニ日ガ掛ルノデアリマス、日本ノ工業組織ト米國ノ工業組織トハ少シ違テ居リマス、サウ云フ點デアリマスルガ、今後恐ラク新ラシク施設サレルヤウナ場所ニ於キマシテハ、斯様ナ組立主義ノ意味ヲ取込ンデ、今迄ヨリウント短時日ノ間ニ、是ハ組立時間バカリデヤナイ、初々カラノ機構カラ考ヘマシテモ、從來ヨリ著シキ短時日ノ間ニ建造ヲ了スルヤウナ手段ヲ執ラレルコト信ジテ居リマス

○子爵秋田重季君 アノ記事ヲ讀ンダケデハ大臣ノ御話ノヤウナ程度キリハッキリ分リマセヌノデス、其ノ中ニ特ニ私關心ヲ以テ讀ンダノハ「ヘンリー・カイザー」ガ夜ノ一時頃ニ造船關係ノ技師ヲ呼び寄セテ、直チニ造船計畫ヲヤレト云フコトヲ命ジテ、モウ夜モ晝モ考ヘテ居ラズニ、唯時局柄サウ云フ方面ノ所員ヲ勤員シテ、サウシテ精神的ニ活動サセルト云フヤウナコトガ書イテアッタノデアリマシテ、是ハ最モ我國ニ於テ現時ニ於テハ非常ニ注意ヲシナケレバナラナイ、又日本人トシテ寧口物資ヨリモ精神的ノ活動ニ重キヲ置カレナケレバ

ナラナイ、ソレガ日本國民、グラウト思ヒマス、今日ノ造船界ニ於テ、色々活動下サッテ居ル方々ハ、無論ソレダケノ氣力ハ御持チチ固メルト云フ、斯々云フ程度ノ造船ヲヤツテ居ルラシイノデアリマス、其ノ期間ダケヲ示シタモノダラウト私モ考ヘテ居リマス、之ヲ日本デ其ノヤウニ出来ルカ出來ナイカト云フヤウナ點ガ、工業ノ組織ト、只今申シマシタヤウナ大キナ「クレーン」ヲ多數造ツテ行クト云フコト自身ニ日ガ掛ルノデアリマス、日本ノ工業組織ト米國ノ工業組織トハ少シ違テ居リマス、サウ云フ點デアリマスルガ、今後恐ラク新ラシク施設サレルヤウナ場所ニ於キマシテハ、斯様ナ組立主義ノ意味ヲ取込ンデ、今迄ヨリウント短時日ノ間ニ、是ハ組立時間バカリデヤナイ、初々カラノ機構カラ考ヘマシテモ、從來ヨリ著シキ短時日ノ間ニ建造ヲ了スルヤウナ手段ヲ執ラレルコト信ジテ居リマス

○秋田三一君 木船ノ能率ハ、鋼船ヨリモ遙カニ劣ツテ居ルト云フコトハ、已ムヲ得ヌ話デアリマシテ、是ハ事實デアリマスガ鋼船ノ方ニ付テモ建造ニ對シテ非常ニ努力シテイラッシャイマスガ、沈沒船ノ引揚モ、十分此ノ際考慮セラルベキデハナカト思フノデアリマス、南方ノ方面ニ於テ沈沒シタ船モ、ソレノ引揚ニ著手シテ、既ニ其ノ效果モ現レテ居ルト云フコトヲ聞イテ居リマスガ、此ノ近海方面ニ於ケル沈沒船ノ引揚狀況ハ、ドウ云フ風ニナツテ居リマスカ、或ハ保険關係ガアツテ、保険ノ委付ト云フヤウナコトニモ關聯シテ、或ハ引揚ゲ得ラルベキ船モ、サウ云フ制度ノ爲ニ引揚ゲラレ思フノデアリマスガ、サウ云フモノハゴザイマセヌカ、引揚ノ狀況ヲ聞カシテ戴キタ

○國務大臣(寺島健君) 引揚ノ狀況ニ付キイト思ヒマス
○秋田三一君 此ノ近海デ引揚ゲラレル船舶、其ノ數トカ「トン」數ハ言ヘナイカモ知レマセヌガ、ドノ位期待シ得ラレルカ、又日本ノ現在ノ技術、或ハ又設備、勞力等ニ於テ、引揚ゲラレル相當數ガアツテモ、ソレハヤレナイト云フヤウナ狀況ニアリマスカ、政府委員ノ方カラデモ御説明ヲ戴キタイト思スカ

○委員長(子爵秋元春朝君) 皆様ニ御諮リ致シマス、久保田男爵ガ御述ムヤウニ、大體遞信省關係ノ三案ニ對スル質問ハ終了シタカノヤウニ思ヒマスガ、就キマシテハ質問ヲ此ノ際打切りマシテ、尤モマダ遂條審議ヲ致シテ居リマセヌカラ、三案ニ付キマシテ條文又ハ其ノ中ノ字句等ニ付御質疑ノアル方ハ、其ノ個所ヲ御指摘シテ、三案ヲ一括シテ御發言ヲ願ヒ、此ノ際ソレヲ濟マシテ後ニ質問打切りト致シタイト思ヒマスガ、若シ質問ノ御アリノ方ハ此ノ際御發言ヲ願ヒマス

○秋田三一君 私ハ木船保險法案ノ條文ノ

ナラナイ、ソレガ日本國民、グラウト思ヒマス、今日ノ造船界ニ於テ、色々活動下サッテ居ル方々ハ、無論ソレダケノ氣力ハ御持チチ固メルト云フ、斯々云フ程度ノ造船ヲヤツテ居ルラシイノデアリマス、其ノ期間ダケヲ示シタモノダラウト私モ考ヘテ居リマス、之ヲ日本デ其ノヤウニ出来ルカ出來ナイカト云フヤウナ點ガ、工業ノ組織ト、只今申シマシタヤウナ大キナ「クレーン」ヲ多數造ツテ行クト云フコト自身ニ日ガ掛ルノデアリマス、日本ノ工業組織ト米國ノ工業組織トハ少シ違テ居リマス、サウ云フ點デアリマスルガ、今後恐ラク新ラシク施設サレルヤウナ場所ニ於キマシテハ、斯様ナ組立主義ノ意味ヲ取込ンデ、今迄ヨリウント短時日ノ間ニ、是ハ組立時間バカリデヤナイ、初々カラノ機構カラ考ヘマシテモ、從來ヨリ著シキ短時日ノ間ニ建造ヲ了スルヤウナ手段ヲ執ラレルコト信ジテ居リマス

○秋田三一君 木船ノ能率ハ、鋼船ヨリモ遙カニ劣ツテ居ルト云フコトハ、已ムヲ得ヌ話デアリマシテ、是ハ事實デアリマスガ鋼船ノ方ニ付テモ建造ニ對シテ非常ニ努力シテイラッシャイマスガ、沈沒船ノ引揚モ、十分此ノ際考慮セラルベキデハナカト思フノデアリマス、南方ノ方面ニ於テ沈沒シタ船モ、ソレノ引揚ニ著手シテ、既ニ其ノ效果モ現レテ居ルト云フコトヲ聞イテ居リマスガ、此ノ近海方面ニ於ケル沈沒船ノ引揚狀況ハ、ドウ云フ風ニナツテ居リマスカ、或ハ保険關係ガアツテ、保険ノ委付ト云フヤウナコトニモ關聯シテ、或ハ引揚ゲ得ラルベキ船モ、サウ云フ制度ノ爲ニ引揚ゲラレ思フノデアリマスガ、サウ云フモノハゴザイマセヌカ、引揚ノ狀況ヲ聞カシテ戴キタ

○國務大臣(寺島健君) 引揚ノ狀況ニ付キイト思ヒマス
○秋田三一君 此ノ近海デ引揚ゲラレル船舶、其ノ數トカ「トン」數ハ言ヘナイカモ知レマセヌガ、ドノ位期待シ得ラレルカ、又日本ノ現在ノ技術、或ハ又設備、勞力等ニ於テ、引揚ゲラレル相當數ガアツテモ、ソレハヤレナイト云フヤウナ狀況ニアリマスカ、政府委員ノ方カラデモ御説明ヲ戴キタイト思スカ

○委員長(子爵秋元春朝君) 皆様ニ御諮リ致シマス、久保田男爵ガ御述ムヤウニ、大體遞信省關係ノ三案ニ對スル質問ハ終了シタカノヤウニ思ヒマスガ、就キマシテハ質問ヲ此ノ際打切りマシテ、尤モマダ遂條審議ヲ致シテ居リマセヌカラ、三案ニ付キマシテ條文又ハ其ノ中ノ字句等ニ付御質疑ノアル方ハ、其ノ個所ヲ御指摘シテ、三案ヲ一括シテ御發言ヲ願ヒ、此ノ際ソレヲ濟マシテ後ニ質問打切りト致シタイト思ヒマスガ、若シ質問ノ御アリノ方ハ此ノ際御發言ヲ願ヒマス

○秋田三一君 私ハ木船保險法案ノ條文ノ

内容ニ付テ少し御尋ネ申上ゲマス、第十四條ノ末項ノ「組合ハ正當ノ事由ナクシテ前項ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ズ」ト云フ「正當ノ事由ト云フノハドウ云フ場合ヲ豫想シテ居ルノデアリマスカ

○政府委員(新谷寅三郎君) 此ノ十四條一ハ御承知ノヤウニ、從來ノ保険關係ヲ譲受人ガ承繼スル場合デアリマス、第二項ヘ所謂任意加入ノ船舶所有者ニ付テノ規定デアリマス、從ヒマシテ一應ハ組合ト船舶所有者トノ間ノ契約ニ依リマシテ組合ニ加入スルコトニナルノデアリマス、譲受人ガ變りマシタ場合ニ、大體ニ於キマシテソレヲ新シイ組合員トシ、從ツテ保険關係ガ出來ルト云コトヲ拒ム理由ハナイト思フノデアリマスガ、何カ新シイ譲受人ノ方面ニ於キマシテ特殊ノ事由ガアリマシテ、契約ハ困ルト云フヤウナ場合ガ組合ニアリハシナイカト云フノデ斯様ナ規定ヲ置イタゞデアリマス、原則トシマシテハ、從來ノ保険關係ヲ其ノ儘承繼サセルト云フ趣旨デアリマス、特ニ組合ニ加入シ保険關係ヲ繼續スルコトガ困ルト云フコトニ付テ、正當ノ理由ガナケレバ拒ムコトガ出來ナイ、斯様ナ趣旨デ規定シテ居ルノデアリマス

○秋田三一君 木船ノ所有者ガ組合員トナラナイ場合モゴザイマスカ、強制的ニ加入サセラレルノデアルカラ、全部此ノ組合員ニ付キマシテハ、保険ノ強制ヲ致スノデアリマスガ、小型ノ木船ニ付キマシテハ、合ハドウ云フ場合デアリマスカ

○政府委員(新谷寅三郎君) 今ノ御尋ニ對シマシテ、前ノ方カラ御説明申上ゲマスガ、大體保険組合デハ、一定「トン」數以上ノモニ付キマシテハ、保険ノ強制ヲ致スノデアリマスガ、

任意加入ト云フコトニ致シテ居リマス、只テ居ルノデアリマス、從ヒマシテ組合ニ船舶所有者ガ加入ヲシタイト云フ申込ヲ致シテ居ルノデアリマス、從ヒマシテ組合ニ船マシテ、組合ガ承諾スレバ、ソレデ組合員ハ、マシテ居ルノデアリマス、從ヒマシテ組合ノヤウナ恰好デアリマスカ

○秋田三一君 若シ其ノ組合員ガ屢々組合タルコトノ義務ヲ履行シナイヤウナ場合ヲ拒ムコトガ出來ヌヤウニ致シテ居リマスカ、或トナル、從ツテ保険關係ガ出來ルト云フ場合ノハ、マア大體ニ於キマシテ組合トシマシテハ、先程モ申上ゲマシタヤウニ組合員タルコトヲ拒ムコトガ出來ヌヤウニ致シテ居リマス、

ケレドモ、唯其ノ船舶ノ状態デアリマストカ、或ハ運航スル方面デアリマストカ、或ハ運航ニ付テノ方針ト申シマスカ、詰リ此ノ木船保険制度ヲ作リマシタ所以来、出來ルダケ木船ニモ計畫輸送ニ參加サシテ、政府ノ必要トスル重要物資ヲ運バシタイト云

カ、或ハ運航スル方面デアリマストカ、或ハ運航ニ付テノ方針ト申シマスカ、詰リ此ノ木船保険制度ヲ作リマシタ所以来、出來ルダケ木船ニモ計畫輸送ニ參加サシテ、政府ノ必要トスル重要物資ヲ運バシタイト云

カ、或ハ運航スル方面デアリマストカ、或ハ運航ニ付テノ方針ト申シマスカ、詰リ此ノ木船保険制度ヲ作リマシタ所以来、出來ルダケ木船ニモ計畫輸送ニ參加サシテ、政府ノ必要トスル重要物資ヲ運バシタイト云

カ、或ハ運航スル方面デアリマストカ、或ハ運航ニ付テノ方針ト申シマスカ、詰リ此ノ木船保険制度ヲ作リマシタ所以来、出來ルダケ木船ニモ計畫輸送ニ參加サシテ、政府ノ必要トスル重要物資ヲ運バシタイト云

カ、或ハ運航スル方面デアリマストカ、或ハ運航ニ付テノ方針ト申シマスカ、詰リ此ノ木船保険制度ヲ作リマシタ所以来、出來ルダケ木船ニモ計畫輸送ニ參加サシテ、政府ノ必要トスル重要物資ヲ運バシタイト云

カ、或ハ運航スル方面デアリマストカ、或ハ運航ニ付テノ方針ト申シマスカ、詰リ此ノ木船保険制度ヲ作リマシタ所以来、出來ルダケ木船ニモ計畫輸送ニ參加サシテ、政府ノ必要トスル重要物資ヲ運バシタイト云

マセヌ、全部強制的ニ組合員致シマシテ組合員トナリマシタ場合ニハ、當然ニ保険關係ガ成立スルト云フコトヲ此ノ法文ニ譲シテ居ル譯デアリマス

○政府委員(新谷寅三郎君) 或程度迄ハ此ノ法律ノ中ニモ過怠金ニ關スル規定モアリマス、其ノ他組合ニ定款ニ於キマシテ何等力ノ制裁規定モ置カレルカト思フノデアリマス、例へば組合員ガ保険料ヲ拂ハナカッタヤウナ場合ニ於キマシテハ、此ノ法案ニモアリマスヤウニ市町村稅ノ例ニ倣ヒマシテ強制徵收ノ途モ拓イテ居ルノデアリマス、組合員タルコトヲ除外致シマスヨリモ、組合員ドシテノ義務ヲ何トカシテ履行サセルト云フ風ニ此ノ法案デハ措置ヲ致シテ居ル譯デアリマス

ス、

ノ木船保険制度ヲ作リマシタ所以来、出來ルダケ木船ニモ計畫輸送ニ參加サシテ、政府ノ必要トスル重要物資ヲ運バシタイト云

カ、或ハ運航スル方面デアリマストカ、或ハ運航ニ付テノ方針ト申シマスカ、詰リ此ノ木船保険制度ヲ作リマシタ所以来、出來ルダケ木船ニモ計畫輸送ニ參加サシテ、政府ノ必要トスル重要物資ヲ運バシタイト云

カ、或ハ運航スル方面デアリマストカ、或ハ運航ニ付テノ方針ト申シマスカ、詰リ此ノ木船保険制度ヲ作リマシタ所以来、出來ルダケ木船ニモ計畫輸送ニ參加サシテ、政府ノ必要トスル重要物資ヲ運バシタイト云

カ、或ハ運航スル方面デアリマストカ、或ハ運航ニ付テノ方針ト申シマスカ、詰リ此ノ木船保険制度ヲ作リマシタ所以来、出來ルダケ木船ニモ計畫輸送ニ參加サシテ、政府ノ必要トスル重要物資ヲ運バシタイト云

カ、或ハ運航スル方面デアリマストカ、或ハ運航ニ付テノ方針ト申シマスカ、詰リ此ノ木船保険制度ヲ作リマシタ所以来、出來ルダケ木船ニモ計畫輸送ニ參加サシテ、政府ノ必要トスル重要物資ヲ運バシタイト云

テ致シマシテハ損害額ノ全部ヲ補填シ得ナイヤウナコトガ考ヘラレルノデアリマス、此ノ場合ニ於キマシテハ、此ヲ組合ノ性質ガ相互保険組合ノヤウナ恰好デアリマスカ、追徴金ニ依リマシテ其ノ不足金ヲ賄フ、追徴金ニ依リマシテ其ノ不足金ヲ賄フ、追徴金ニ關シマシテハ、之ヲ無制限ニ取りマスト組合員ニ對シテ酷デアリマスカラ、第二項ニアリマスヤウニ勅令ヲ以テ一定ノ制限ヲ設ケルト云フコトニ致シテ居リマス、此ノ制限ハ其ノ事業年度ニ於ケル保険ノ期間及ビ保険料ヲ限度ト致シマシテ、其ノ限度迄ハ追徴金ヲ取り得ルト云フコトニ勅令ヲ以テ決メタイト考ヘテ居リマス、ソレカラ過怠金デアリマスガ、是ハ組合員ガ組合ニ對シマシテ色々報告ヲ出シマシタリ、或ハ組合カラ要求シマスヤウナ色々ノ調査ニテ對シテ答ヘタリスル必要ガアリマス、又保険料デアルトカ、追徴金ノ拂込ヲ怠ルヤウナコトガアルノデアリマス、サウ云ツタ組合員ガ義務ヲ怠リマシタ場合ニ過怠金ヲ取立テルト云フ途ヲ拓イテ居ルノデアリマス、

ス、

ハ組合カラ要求シマスヤウナ色々ノ調査ニテ對シテ答ヘタリスル必要ガアリマス、又保険料デアルトカ、追徴金ノ拂込ヲ怠ルヤウナコトガアルノデアリマス、サウ云ツタ組合員ガ義務ヲ怠リマシタ場合ニ過怠金ヲ取立テルト云フ途ヲ拓イテ居ルノデアリマス、

ス、

ハ組合カラ要求シマスヤウナ色々ノ調査ニテ對シテ答ヘタリスル必要ガアリマス、又保険料デアルトカ、追徴金ノ拂込ヲ怠ルヤウナコトガアルノデアリマス、サウ云ツタ組合員ガ義務ヲ怠リマシタ場合ニ過怠金ヲ取立テルト云フ途ヲ拓イテ居ルノデアリマス、

ス、

ハ組合カラ要求シマスヤウナ色々ノ調査ニテ對シテ答ヘタリスル必要ガアリマス、又保険料デアルトカ、追徴金ノ拂込ヲ怠ルヤウナコトガアルノデアリマス、サウ云ツタ組合員ガ義務ヲ怠リマシタ場合ニ過怠金ヲ取立テルト云フ途ヲ拓イテ居ルノデアリマス、

ス、

二項ニ書イテアリマスル字句ハ非常ニ重要な事項デアリマスガ、事態ニ應ジマシテ、適當ニ事態ニ合せ得ルヤウニ彈力性ヲ持タセラレルヤウナ御考デアリマスカ

○政府委員(新谷寅三郎君) 第十五條ノ二項デアリマスガ、「前項ノ事故及墳補すべキ損害ノ範圍、保険金額、保険料ノ他組合ノ爲ス保険ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」、斯

ウアリマスガ、是ハ大體ドウ云フ風ニ定メ

ス、

ウアリマスガ、是ハ大體ドウ云フ風ニ定メ

ス、

ウアリマスガ、是ハ大體ドウ云フ風ニ定メ

ス、

ノデアリマス、其ノ勅令デ書イテ行カウト
云フ大體ヲ申上ゲマスト、先ヅ組合ノ墳
補スペキ損害ノ範圍デアリマスガ、是ハ全
損、救助費、分損、共同海損分擔金、衝突
賠償金ノ五種類、詰リ只今鋼船ニ付保險
會社ノヤツテ居リマスル保険約款ノ第五種
ニ相當スルモノニ致シタイト者ヘテ居リマ
ス、ソレカラ保険ノ目的デアリマスル木船ノ
保険金額デアリマスガ、是ハ保險ヲ強制サ
レル木船ニ付キマシテハ、保險價額ノ全部
ヲ保險スルト云フコトヲ書イテ行キタイト
思ツテ居リマス、任意付保ノ木船ニ付キマ
シテハ、所有者ノ希望ガアリマスレバ勿
論保險價額ノ全部迄付保シ得ルノデアリマ
スガ、任意付保ノ場合ニハ保險價額ノ一部
ヲ保險ニ付スルコトモ出來ルヤウニ致シタ
イト考ヘテ居リマス、此ノ場合ニ於キマシ
テハ組合ノ負擔ハ保險金額ト保険價額トノ
割合デ定メ行カウト考ヘテ居リマス、ソ
レカラ保險價額ノ決定ノ方法デアリマスガ、
是ハ遞信大臣ガ一定ノ基準ヲ定メマシテ、
此ノ基準ニ基イテ組合ガ定額ノ定メル所ニ
依リマンシテ適當ナ價額ヲ定メ行クト云フ
風ニ規定致シタイト思ツテ居リマス、詰リ此
ニナリマスカラ、適當ナ保險價額ヲ定メタ
イト云フノデ、只今申上ゲタヤウナ方法ヲ
執リタイト考ヘテ居リマス、ソレカラ保險
料率デアリマスガ、是ハ再保險料トノ關係
モゴザイマスノデ、遞信大臣ガ定メマシテ
告示ヲスルト云フ方法ヲ執リタイト思ツテ
居リマス、唯其ノ保險料率ヲ定メマス場合
ニ、只今大藏省ノ方ノ所管ノ再保險ニ付キ

マシテモヤツテ居ラレマスヤウニ、後ノ方ノ
條文ニゴザイマスヤウナ木船保險審査會ニ
諮問致シマシテ適正ナル料率ヲ定メタイト
考ヘテ居リマス、此ノ外マダ若干ノ細カイ
規定ガゴザイマスガ、大體ニ於テ主ナル事
項ヲ勅令デ定メマシテ、他ヘ組合ノ定款ニ
讓リマシテ定款デ以テ定メサセタイト思ツ
テ居リマス、大體以上申上ゲタヤウナ事柄
ヲ勅令デ規定致ス考デアリマス
○秋田三一君 従來ノ木船ノ保險料率ハ非
常ニ高クテ、實際問題トシテ困ツテ居タノ
デアリマス、今度ハ其ノ邊ハ餘程考慮サレ
ルト思フノデアリマスガ、大體ドノ程度ニ
ナル御見込カ御發表出來マセスカ
○政府委員(新谷寅三郎君) 御承知ノヤウ
ニ木船ノ海難等ニ付キマシテノ詳細ナ統計
ハ實ハ不備デアリマスルノデ、的確ニ算定
ハ困難デアリマスルガ、只今アリマスル色
色ノ資料ニ依ツテ調べテ見マスルト、現在保
險會社デ行ツテ居リマスル場合ニ於キマシテ
ハ、全損ト救助費ダケデアリマスガ、平均
致シマシテ保險金額百圓ニ付テ十圓七十錢
ト云フコトニナツテ居リマス、ソレヲ先程申
上ゲマシタヤウニ全損、救助費、分損、共
ノ保険價額ノ方ハ、餘リ高クテ超過保險ニ
ナツテモイケマセヌシ、又餘リ安キニ失シマ
ス、此ノ木船保險ノ目的ニ合シナイコト
マス、

○秋田三一君 今回ノ木船ノ建造ハ重要物
資ノ輸送ニ非常ニ役立ツモノト期待サレテ
居ルノデアリマスガ、其ノ重要物資タル石
炭トカ、或ハ鐵鑛石ノヤウナ物ハ、木船ニ對
シテハ非常ニ爲ノ惡イ積荷デアリマシテ、
船舶ヲ傷メルコトモ非常ニ大キノデアリ
マスガ、若シ斯ウ云フ重量物ニ對シテ率ガ
非常ニ變ツテ行クヤウデハ、是ハ保險ノ目的
ヲ達成サレヌト思フノデアリマス、又航路
ニ致シマシテモ餘リ窮屈ナコトニ制限サレ
マスト、却テ此ノ爲ニ船ノ運航ヲ阻害スル
ヤウナコトモアルダラウト思フノデアリマ
ス、此ノ邊ハ十分考慮サレテアルトハ思ヒ
マスガ、御所見ヲ伺ヒタイト思ヒマス
○政府委員(新谷寅三郎君) 積荷ニ依ツテ
色々差等ガ出來ルト云フコトハ實際上考ヘ
ラレルノデアリマスガ、只今仰セノヤウニ
鐵鑛石トカ、サウ云フ重量物ヲ積ム爲ニ特
ニ割増ヲスルト云フ考ハ持ツテ居リマセヌ、
唯非常ニ危險ナ品物ヲ積ム場合ニ付キマシ

出来ルダケ單純化致シマシテ、日本ノ近海
ヲ三ツナリ四ツナリニ分ケマシテ、保險料
率ニ多少ノ差等ヲ附ケテ行キタイト考ヘテ
居リマス、是ハ今後木船ヲドウ云フ風ニ運
航方面デ使ヒマスカ、結局或程度ハ汽船
ノ代用ヲ致シマシテ、從來汽船デ運ンデ居
リマシタ物資ヲ木船デ運ブコトニナルト考
ヘルノデアリマスガ、ソレニ依リマシテ、
場合ニ依ツテハ相當遠ク运行ク必要ガ起ツテ
來ルカト思フノデアリマス、近海方面ニ於
ギマシテハ只今申上ゲマシタヤウニ數區間
ニ分ケマシテ決メタイト思ツテ居リマスガ、
將來ノ特殊ノ運航ニ對シマシテハ、又別個
ニ考ヘナケレバナラスト云フ風ニ只今ノ處
ハ考ヘテ居リマス
○秋田三一君 木船ノ分損ト云フコトハ餘
程査定ガムズカシト思ヒマスガ、其ノ損
害査定ニ付テハドウ云フ方法ヲ御採リニナ
ルヤウナ積リデアリマスカ
○政府委員(新谷寅三郎君) 御詫ノヤウニ
木船ノ分損ト云フコトニ付キマシテハ、非
常ニ實際上認定ノ困難ナル場合ガアラウカ
ト思フノデアリマス、唯海務局デハ大體ニ
於キマシテ、船ノ重要ナル損傷、ソレカラ
重要ナル修繕ト云フヤウナモノニ付キマシ
テ、船舶ノ検査ヲ致スコトニナツテ居リマ
ス、此ノ検査ニ依リマシテ、大部分ハ處理
シ得ルト思フノデアリマス、尙小サナ分損
ニ付キマシテハ、是ハ組合自體ニ於キマシ
テ、御互ニ監視ヲシ合フト云フ意味カラ、
或程度ノ處理ヲサセルコトガ出來ルト思ツ
テ居リマス、此ノ分損ノ取扱方ニ付テチヨツ
ト申上ゲマスルガ、例ヘバ十圓ノ損害、ソ
レカラ二十圓ノ損害デモ、分損ニ付テ必ズ
組合ガ墳補スルト云フコトニナリマスルト、
是ハ非常ニ一方事務ガ煩雜デアリマスルノ
ミナラズ、事實上東シテ其ノ海難ニ依ツテ生
ジタカドウカ、疑問ニナル場合ガ多イノデ
アリマス、之ニハ矢張リ或程度ノ制限ヲ付

ケマシテ、例ヘバ保険金額ノ何「パーセン」以上ノモノデアルトカ、或ハ普通ノ場合ニ修繕ノ爲ニ要スル費用ハ幾ラデアル、其ノ幾ラデアルト云フ限度ヲ超エタヤウナ損害ガ船ニ生ジマシタ場合ニ初メテ填補スルト云フヤウナ、或程度ノ制限ヲ付ケマシテ、ソレ以下ノモノニ對シマシテハ、所有者ガ自分で負擔スルト云フコトニ致スヨリ外ハナイカト考ヘテ居リマス

○秋田三一君 サウスルト、今度ハ其ノ損害ノ査定ハ、遞信省ノ海務官ニ委任シテヤッテ戴カレル譯ナンデスカ、別ニ何カサウ云フ機關ヲ設ケラマスカ

○政府委員(新谷寅三郎君) 海務局ノ官吏ガ査定スルト云フ譯ヂヤナイノデアリマシテ、建前上ハ何處迄モ組合ガ査定ヲ致スノデアリマス、其ノ組合ノ査定ニ對シマシテ不服ガアリマスレバ、所有者カラ木船保険審査會ニ審査ヲ請求シ得ル、更ニ裁判所ニ出訴シ得ルト云フコトニナッテ居ルノデアリマス、先程申上ゲマシタノハ、海務局ノ官吏ガ事實上船舶安全法ニ依ツテ検査致シマスカラ、サウ云ッタ資料ヲ基ニ致シマシテ、損害ノ査定ガ比較的容易ニ出來ルノデハナイカ、是ハ事實上ノ連絡ノ問題デアリマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 他ニ逐條ニ付テ御發言ハゴザイマセスカ

○秋田三一君 二十六條ノ、「組合員ノ脱退ニ關シ必要アル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」ト云フ、此ノ内容ガ伺ヒタイデアリマスガ豫告ヲ爲スコトニ依ツテ脱退シ得ルト云フ

ハ、強制加入ノ保険ニ付キマシテハ脱退ノ問題ハ起ラナイノデアリマスガ、任意加入ノ分ニ付キマシテハ、勅令デ以テ三箇月前

ノ豫告ヲ爲スコトニ依ツテ脱退シ得ルト云フ

○政府委員(新谷寅三郎君) 強制加入ノ分

コトニ致シテ居リマス、尙組合員ガ破産ヲ致シマシタ場合ニハ當然脱退スルト云フ規定モ設ケル見込デアリマス、ソレカラ是ハ非常ニ特例デアリマスガ、例ヘバ甲ト云フ木船所有者ガアリマシテ、百「トン」ナラ百「トン」ノ船ヲ一パイ持ツテ居リ、其ノ船が滅失致シマシタガ、今引續イテ他ノ百「トン」ノ船ガ入手ノ見込ガアル、或ハ建造中デアルト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ、保險關係ハアリマセヌケレドモ、組合員タル資格ヲ直グニ失ヒ、又船ガ出来上ッタ時ニ組合員タラシメルト云フ必要モナイカト考ヘマシテ、サウ云フ特別ノ場合ニハ、組合員ノ資格ハ依然存續サセルト云フヤウナ規定モ設ケラレルト思シテ居リマス、ソレカラ組合員ガ假ニ組合ヲ脱退致シマシテモ、其ノ脱退ノ日ノ屬シテ居リマスル事業年度ノ追徴金デアリマスガ、之ニ關シマシテハ追徴金ヲ出ス義務ヲ免レシメナイト云フ規定モ置ク積デアリマス

○秋田三一君 三十八條ニ於テ、政府ハ組合ノ事務ノ執行ニ關スル費用ノ一部ヲ補充スルコトニナッテ居リマスガ、此ノ補助ト云フモノハドノ位ナンデアリマスカ、又來年度ニ此ノ費用ガ豫算ニ計上サレテ居ル金額ハドノ位ノ金額デアルカト云フコトヲ伺ヒタイ

○政府委員(新谷寅三郎君) 是ハ大體組合ノ事務費ノ半額ヲ補助スルト云フ方針デアリマス、只今追加豫算ニ要求シテ居リマス

ノハ初年慶ノ費用デアリマシテ、之ニハ臨時ナモノモ入ツテ居リマスガ、補助額二十

七萬八千餘圓デアリマス、是ハ一年分ノ費用デアリマセスノデ、大體此ノ法律案ガ六月一日カラ施行ノモノデアリマス、十箇

月分ノ費用ヲ計上シテ居リマス

○秋田三一君 三十九條ノ、木船保險審査會ノ構成ニ付テ御説明ヲ願ヒタイ

○政府委員(新谷寅三郎君) 木船保險審査會ノ構成ニ付テノ御尋デアリマスガ、是ハ關係ノ官廳ノ官吏、學識經驗者ト致シマシテ、木船ニ特ニ關係ノアリマスル民間ノ人達ヲ委員トシテ入レタイト思シテ居リマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 他ニ御質疑ハゴザイマセスカ、別ニ御質疑モナイヤウデアリマスカラ、是デ質疑應答ハ全部終了シタモノト認メテ差支ゴザイマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(子爵秋元春朝君) 御異議ナイト認メマシテ、左様決定致シマシテ、就キマシテハヨリ各案ニ付テ討論ニ入リマス、先づ最初ニ郵便年金法中改正法律案、此ノ討論ニ入りタイト思ヒマス

○男爵久保田敬一君 道信省ガ郵便組織ヲ通シテ國民貯蓄ノ爲ニ非常ニ努力ヲサレ、又非常ナ成績ヲ挙ゲテ居ルコトハ、我々モ誠ニ敬意ヲ表スル次第デアリマス、今度ノ郵便年金ノ最高額ノ値上ノ如キモ、其ノ目的ヲ達スル上ニ於テ適當ナル立法ト思フノデアリマシテ、之ニ關シテハ尙是以上ニ最高額ヲ位ノ金額デアルカト云フコトヲ伺ヒタイ

○政府委員(新谷寅三郎君) 是ハ大體組合

ノ事務費ノ半額ヲ補助スルト云フ方針デアリマス、只今追加豫算ニ要求シテ居リマス

ノハ初年慶ノ費用デアリマシテ、之ニハ臨

時ナモノモ入ツテ居リマスガ、補助額二十

七萬八千餘圓デアリマス、是ハ一年分ノ費用デアリマセスノデ、大體此ノ法律案ガ六月一日カラ施行ノモノデアリマス、十箇

月分ノ費用ヲ計上シテ居リマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 御異議ナイト認メマス、仍テ本案ハ政府原案通り可決相成リマシタ、次ハ木船保險法案、此ノ採決ヲ致シマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 別ニ他ニ御發言ハゴザイマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(子爵秋元春朝君) 御異議ナイト認メマス、仍テ本案ハ政府原案通り可決相成リマシタ、次ハ木船保險法案、此ノ採決ヲ致シマス

○出淵勝次君 木船建造ニ關シマシテハ、遞信大臣ノ御説明ニ對シテ満足ノ意ヲ表シマルト共ニ、政府ニ於カレマシテ既定計畫ノ實行ヲ促進セラル、ト共ニ、更ニ大規模ナル計畫ヲ定メ、時局ノ要求ニ對應スル上ニ於テ遺憾ナキヲ期セラレムコトヲ希望スルト云フ意味合ヲ附加ヘマシテ、本案全部ニ對シテ賛成ノ意ヲ表シマス

○秋田三一君 今回提案セラレマシタ木船保険法案ノ内容ハ、其ノ組織ガ綜合的ナルコトニ於テ、損害保険ノ劃期的ナモノデナイカト思フノデアリマス、是ハ木造船所有者が多年希望シテ居タ問題デアッテ、今回政府ガ木船ノ建造ニ力ヲ入レラレルト共ニ、此ノ法案ヲ實現セラレタコトハ、業者モ非常ニ欣ンデ居リマスシ、又私共モ極メス、損害ノ程度ヘドウ云フ風ニナリマス

テ機宜ヲ得タモノデアルト思フノデアリマス、損害ノ程度ヘドウ云フ風ニナリマス

カ、是ハ大藏省所管ノ方ニ於テ再考セラレルノデアリマセウガ、昨日大藏次官カラノ御説明モアリマシタガ、此ノ事變ヲ契機トシテ大東亞共榮圈内ノ總テノ船舶ニ及ブ再保險ヲ我國デ背負ッテヤル、斯ウ云フ心構デアルヤウニ思ヒマシテ、非常ニ愉快ニ感ジタノデアリマスガ、同時ニ其ノ實際ニ起キテ來ル問題ニ當ッテハ、極メテ多額ナ金額ヲ要スルコトデアリマスシ、十分政府ノ方ニ於カレマシテモ此ノ點ハ覺悟シテオヤリニナラナケレバナラヌコトト思フノデアリマス、私ハ此ノ點特ニ十分ナ覺悟ヲ要望シ、又此ノ木船保険法案ガ圓滑ニ運用セラレルコトヲ希望致シマシテ、本案ニ贊成ヲ致スモノデアリマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 他ニ御發言モナイヤウニ存ジマスガ、木船保険法案、政

府提出ノ原案ヲ決議相成シタモノト認メテ差支ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○委員長(子爵秋元春朝君) 御異議ナイヤウデアリマスカラ、左様認メマス、仍テ政府提出ノ航空法中改正法律案、郵便年金法

中改正法律案、木船保険法案、右三案ハ全部、全會一致ヲ以テ原案通り決議相成リマシタ、本委員會ニハ尙今一ツ鐵道省關係ノ自動車交通事業法中改正法律案ガ殘ツテ居リマスガ、本日引續イテ開キタイト思ツテ居リマスガ、政府當局ノ方ノ出席ガチヨット出来マセヌノデ、本日ハ此ノ程度デ散會致シタイト思ヒマス、尙明日午後一時半カラ

鐵道省關係ノ法案ヲ審議致シタイト思ヒマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後二時五十九分散會

出席者左ノ如シ

委員長 子爵秋元 春朝君	副委員長 男爵久保田 敬一君	候爵黒田 長禮君	伯爵大木 喜福君	子爵秋田 重季君	出淵 勝次君	男爵北大路 信明君	坂野鉄次郎君	田澤 義鋪君	磯野 庸幸君	秋田 三一君	唐澤 俊樹君
政府委員	遞信大臣 寺島 健君										

簡易保険局長 田倉 八郎君	海務院長官 松木 益吉君	海務院次長 安田 文助君	新谷寅三郎君	渡邊 浩君
航空局長官 山田 若林 清作君	航空局部長 遠藤 良秀君	仁村 俊君	毅君	
横川 市平君	仁村 俊君	良秀君		